

タイにおける移民・難民の状況について

前回のレポートでは高度人材として将来の労働市場のキーとなり得るタイ人日本留学生の状況についてレポートしましたが、今回は現在のタイの労働市場の状況を語る上で切っても切れない関係にある移民・難民の状況についてレポートしたいと思います。

タイには、カンボジア・ミャンマー・ラオスの CML と呼ばれる 3 カ国からを中心に多くの移民や難民が入国しています。移民労働者の数としては、ミャンマーからが最も多く約 230 万人、カンボジアから約 50 万人、ラオスから約 30 万人が働いています。非合法移民を含めると、移民労働者の数は 500 万人から 600 万人ともいわれ、タイの労働人口 4,000 万人の約 15%を占め、タイ経済を支える貴重な労働力となっています。逆に言うと、タイ人への人件費増加が圧力となっている日本をはじめとする外資系企業とは逆に、タイ企業では小売や建築などの現場ではこうした移民労働者を活用し続けられるという状況になっています。

とはいえ、外国人や不法入国者であることを理由に、差別や搾取などのさまざまなリスクにさらされている事はタイ国内外から問題視されており、人道的観点からも早急な支援と解決策を必要としていました。

その中で、タイ政府は 2024 年 10 月 29 日の閣議で、約 48 万 3000 人の外国人移住者と無国籍の少数民族に国籍・市民権を与えることを決定しました。もともとタイではタイ国籍法に基づいて、働きに来る外国人労働者が国籍を変更することが可能ではありませんでした。しかし月収 80,000 バーツ（日本円で約 32 万円）などハードルが極端に高く、現実的とは言いきれない規定となっていました。

今回の決定に踏み切った理由としては、国際社会の一員としての役割を果たすことと、経済促進の目的があります。タイは、UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）が立ち上げた「無国籍解消のためのグローバルアライアンス」の創設メンバーでもあり、2023 年のグローバル難民フォーラムにおいても同様の誓約を行っていました。メンバーとしての責務を果たすために、動きを加速したと考えられます。また、国籍を付与することで、労働者のタイ国内での移動範囲を広げ、就労機会を増やすというメリットがあります。更に、教育や医療などのサービスへのアクセスもしやすくなり、人権・人道的観点からも大きな成果を上げることとなります。特に教育へのアクセスは子どもにとってアドバンテージになるだけでなく、大人も就ける職種の幅を広げることができ、収入が上がることで生活水準の向上とタイの貧困問題の改善にもつながると言われています。

しかしながら課題も多く残っています。例えば今回の決定における国籍付与の計画スケジュールでは、現在の子ども世代に国籍が付与されるのは 20 年以上経過後になる可能性が高く、教育を受けられる年齢でなくなっていたり、親世代となって無国籍状態のまま出産した場合、また無国籍の子どもが生まれることとなり得ます。問題に終止符が打たれるまでにはまだ時間がかかると言えます。当然ながら移民の存在や今回の決定に対して否定的な意見をもつタイ人も一定数おり、今後政権が変

わっても決定が維持されるのかが注目されます。